

別記様式第1号

栃木県立博物館自動販売機設置場所貸付けに係る仕様書

1 貸付場所及び面積

| 物件番号 | 財産名 | 所在地 | 貸付場所 | 位置図 | 貸付面積 | 高さ |
|------|---------|-----------|-------------|------------|--|------|
| 1 | 栃木県立博物館 | 宇都宮市睦町2-2 | 1階 玄関ポーチ | 位置図1 -① | 1.3 m ² +0.25 m ² (W1.3m×D1.0m) | 2m以内 |
| 2 | 同上 | 同上 | 同上 | 位置図1 -② | 同上 | 同上 |

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 自動販売機は、物件番号毎に1台設置するものとする。

※3 物件番号1と2における回収ボックスの設置方法及び使用済み容器の回収方法の詳細については、落札者間で協議の上、決定する。

2 貸付期間

令和7(2025)年4月1日から令和12(2030)年3月31日まで(更新なし)

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける事業者(以下「事業者」という。)の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

ア 大きさ

上記1に記載されている容積以内とする。

イ デザイン(外観色を含む。)

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

(2) 環境対策

「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材の採用」、及び「ヒートポンプ」などの消費電力量の低減に資する技術等を導入し、また、二酸化炭素や炭化水素などの地球環境にやさしい冷媒を使用するなど、環境に配慮した機種とする。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付規準」(清涼飲料自販機協議会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機

堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

原則として、自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置する。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材

プラスチック製又は金属製とする。

(イ) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

(ウ) その他

収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

ウ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に回収し、処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

イ 事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

ウ 事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

4 販売商品の種類等

(1) 種類 酒類を除く飲料とする。

(2) 価格 標準販売価格(定価)以下とする。

5 貸付料

落札価格とする。

6 電気料

事業者が自ら設置したメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り。)により計測した使用量に基づき、栃木県が計算した額とする。ただし、電気料について、メーターを設置しない場合にあっては、自動販売機に表示されている年間消費電力量等に基づき、栃木県が計算した額とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、事業者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する場合にあっては、その設置及び撤去費用は、事業者が負担する。なお、設置にあたっては栃木県の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、県有財産返還届を提出し、原状に回復して栃木県の確認を受けなければならない。

10 自動販売機に伴う事故

栃木県の責に帰する事由による場合を除き、事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 栃木県の責に帰することが明らかな場合を除き、栃木県はその責を負わない。
- (2) 事業者は、商品及び自動販売機が汚損又はき損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。